

I 過少申告加算税の税率について

修正申告をしたときや税関長の更正がされたときに追加で納付する関税額（＝増差税額）には過少申告加算税という追加の税額が課される場合があります。その過少申告加算税には、通常分の過少申告加算税のみの場合と、通常分の過少申告加算税と加重分の過少申告加算税の両方が課される場合があります。その違いがどこにあるのかを以下でみていきます。

輸入者が修正申告をした場合で、その修正申告した関税額（＝増差税額）に対して過少申告加算税が課されるのは、税関長の調査通知があった後に修正申告をした場合になりますが、調査通知があった後に修正申告をした場合には、必ず過少申告加算税が課されることとなります。そして、その場合の通常分の過少申告加算税の税率は 10%か5%のいずれかとなります。これらのどちらの税率になるかは、税関長の更正があるべきことを予知してされたかどうかで決まります。

「税関長の更正があるべきことを予知してされた」というのを、略して更正予知といいます。これは税関長が輸入申告内容を輸入許可後に調査して、納付された関税額が少ないことに気づいたことを言います。

このように税関長が、納付された関税額が過少であることに気付いて、輸入者に修正申告をするように指示し、その後に輸入者が修正申告した関税額には 10%の過少申告加算税が課されることとなります。それに対して、調査の通知があっても更正予知の前に修正申告をした場合には、修正申告をした関税額の 5%の過少申告加算税が課されることとなります。

例：修正申告をした税額（＝増差税額） 70 万円

①更正予知前の修正申告：70 万円×5%＝35,000 円

②更正予知後の修正申告：70 万円×10%＝70,000 円

II 加重過少申告加算税（5%）が課される意味

続いて、加重分の過少申告加算税（＝加重過少申告加算税）について説明します。そこで、なぜ加重過少申告加算税として5%の追加の税額が課される場合があるのかですが、例えば、

輸入（納税）申告をした関税額（＝当初申告税額：以下当初申告税額と言います。）が 80 万円、修正申告した関税額（＝増差税額）が 70 万円の場合で考えてみます。

この場合には、修正申告した関税額よりも当初申告税額のほうが多いので、加重過少申告加算税は課されません。

加重過少申告加算税の計算式にすると、70 万円－80 万円＝0 円となります。

上記の場合で加重過少申告加算税が課されない理由は、最初に申告した関税額のほうが修

正申告した関税額よりも多くなっているのです、税関から見てこのような場合は問題なしということなのです。

このようなミスをするのは誰にでもありえるので特に追加の制裁的な意味のある税額を課す必要はありません。

次に、当初申告税額が 60 万円、修正申告した税額が 70 万円の場合を考えます。

この場合には、修正申告した関税額である追加の関税額のほうが当初申告税額よりも多いこととなります。

このようなことはまともな輸入者なら常識的に考えてありえないことです。

余程の特別の理由がない限り、普通の輸入者の方は当初申告税額が少なすぎることに気づくはずですから、意図的にこのようなことを行っている可能性があります。

このような場合に、制裁的な意味のある加重過少申告加算税が課されることとなります。

当初申告税額が 60 万円なので、同額の 60 万円までは追加の納付があっても税関として許せる許容範囲の額なので、それを超える税額である 10 万円 (70 万円 - 60 万円 = 10 万円) に対して 5% の追加の制裁税額が課されることとなります。これが加重過少申告加算税の意味となります。

なお、修正申告した関税額よりも当初申告税額の方が少ない場合であっても追加の税額が少ない場合には加重過少申告加算税は免除されます。

例えば、

当初申告税額が 20 万円、修正申告した関税額が 40 万円の場合には、当初申告税額よりも修正申告した関税額のほうが多いのですが、追加の関税額である 40 万円が 50 万円を超えていないので、この場合には追加の関税額が少ないという理由で加重過少申告加算税は課されないこととなります。

ですから、加重過少申告加算税が課されるのは、

当初申告税額よりも修正申告した関税額が多い場合で、修正申告した関税額が基準額の 50 万円よりも大きい場合に課されることとなります。

これが加重過少申告加算税が課される意味となります。

例：

①当初申告税額：80 万円、修正申告をした関税額：70 万円

加重過少申告加算税の計算式：70 万円 - 80 万円 = 0 円

加重過少申告加算税は 0 円

②当初申告税額：60 万円、修正申告をした関税額：70 万円

加重過少申告加算税の計算式：70 万円 - 60 万円 = 10 万円

10 万円 × 5% = 5,000 円

加重過少申告加算税は 5,000 円 (通常分の過少申告加算税に追加される。)

③当初申告税額：20 万円、修正申告をした関税額：40 万円

加重過少申告加算税の計算式：40万円－50万円＝0円

※当初申告税額よりも税関が少額と判断する基準額である50万円の方が多いので、50万円を控除する。

加重過少申告加算税は0円